

評価要領

【警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計に係る コンストラクション・マネジメント業務委託】

1 業務実施上の条件

次の場合は、選定及び特定の対象から除外する。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者がC C M J の資格を有していない場合
- (3) 管理技術者及び総合主任担当技術者の両方又はいずれか一方が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (4) 管理技術者が1名でない場合
- (5) 記載を求めた主任担当技術者（総合、コスト管理又は工事施工計画を兼務する場合を除く。）が各1名でない場合
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。）
- (6) 記載を求めた主任担当技術者（総合、コスト管理又は工事施工計画を兼務する場合を除く。）が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (7) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (8) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (9) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、資格認定がされなかった場合
- (10) 管理技術者及び総合主任担当技術者の両方又はいずれか一方が、2次審査のヒアリングに参加しない場合（特別な事情があるものとして県が認める場合を除く。）
- (11) 参考見積額が参考業務額を超えた場合、又は参考見積額の妥当性が判断できない場合
- (12) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（1次審査）
「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、広島県建築コンサルタント等業者選定委員会において、5者程度を選定する。
- (2) 選定結果の公表について
提出者の選定結果については、別紙3のとおり選定された提出者名簿を公表する。
- (3) 技術提案書の特定について（2次審査）
「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、広島県建築コンサルタント等業者選定審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。
- (4) 特定結果の公表について
特定結果については、別紙4のとおり特定された提出者名等を県ホームページで公表する。

3 提案者の選定基準について【別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

※ 項目毎に小数第2位を四捨五入する。

(1) 提出者の技術力

ア 平成26年11月1日以降の業務の実績

提出者の平成26年11月1日から公示日の前日までに引渡している設計対象床面積が5,500㎡以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。）のCM業務の実績を1件、次の順で評価する。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を評価点とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象床面積 11,000㎡以上	3/3
② 設計対象床面積 8,250㎡以上11,000㎡未満	2/3
③ 設計対象床面積 5,500㎡以上8,250㎡未満	1/3

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	C C M J 及び一級建築士	1.0
	C C M J	0.8
	一級建築士	0.4
構造	C C M J	1.0
	構造設計一級建築士	0.8
	一級建築士	0.4
電気	C C M J	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	建築設備士	0.4
機械	C C M J	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	建築設備士	0.4

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

(3) 技術者の技術力

ア 平成26年11月1日以降の業務の実績

平成26年11月1日から公示日の前日までに引渡しているCM業務の実績のうち最大面積のものを1件とし、次のとおり評価する。

(ア) 同種業務＝1.0、類似業務＝0.5 とする。

同種業務とは、設計対象床面積が5,500㎡以上の官公庁施設（庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。）を対象としたCM業務（複合用途の場合は、官公庁施設の部分の面積をいう。）

類似業務とは、設計対象床面積が11,000㎡以上の国、都道府県又は市町村の建築物（施設用途は問わない。）に係る新築、増築又は改築（増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。）を対象としたCM業務

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値（四捨五入により小数第2位までとする。）を「平成26年11月1日以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 過去の受賞歴（管理技術者、総合主任担当技術者）

管理技術者及び総合主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会が設けている『CM選奨』の受賞歴を評価し、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

評価係数	最優秀賞の受賞歴	優秀賞の受賞歴	特別賞の受賞歴
受賞歴の有無	1.0	0.6	0.3

※ 管理技術者と総合を担当する主任担当技術者を兼務する場合、総合を担当する主任担当技術者については、評価しない。

※ 平成27年度までの優秀賞は最優秀賞として評価する。

4 技術提案書の特定基準について【別紙2（技術提案書を特定するための基準）】

提出された様式10（業務実施方針書）及び様式11（技術提案書）の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）ただし、ヒアリングに欠席した委員は、業務実施方針書及び技術提案書の審査に参画できないものとする。なお、選定委員の評価点の平均が120点（満点の6割）以上であった場合、選定対象とする。

評価の着目点	判断基準	各委員の基礎点				
		5	4	3	2	1
業務の理解度	本業務の趣旨・目的を 十分理解していること	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針	業務内容を適正に把握し、 妥当性の高い業務実施手順となっ ていること	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
	適切な組織体制となっ ていること	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

的確性	基本設計及び実施設計に向けた品質管理、コスト管理、スケジュール管理について有効な提案内容となっていること	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実行性	提案内容が具体的かつ効果的であり、発注者の意向を踏まえた実行性の高い提案内容となっていること	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
価格性	$25 \times (\text{参考業務額} - \text{参考見積額}) / (\text{参考業務額} - \text{最低価格})$ ※最低価格とは提出された参考見積額の中で最も安価なもの					